

長野県告示第452号

長野県南信州地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年9月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（確定測量）
- 2 作業期間
平成29年9月14日から平成30年2月16日まで
- 3 作業地域
下伊那郡阿智村

建設政策課

長野県告示第453号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年9月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（松本市基本図修正）
地図情報レベル2,500数値地形図データ整備
- 2 作業期間
平成29年8月25日から平成30年3月16日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第454号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

平成29年9月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する区域の名称
沢入川
- 2 指定を解除する区域
伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂

防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年9月28日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上原猿久保線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市根々井字十文字23番の1地先から佐久市根々井字十文字23番の1地先まで	旧	m 11.0～12.0	km 0.0530
同上	新	m 14.5～15.0	km 0.0530

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年9月28日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 渋ノ湯堀線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市北山字冷山5520番3地先から茅野市北山字冷山4031番1地先まで	旧	m 4.5～5.0	km 0.0541
同上	新	m 4.0～7.7	km 0.0432

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年9月28日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

1 路線名 256号

2 供用を開始する区間

飯田市上久堅3942番の2地先から

飯田市上久堅3769番地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年9月29日

道路管理課

長野県教育委員会告示第4号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第31条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定し、及び長野県天然記念物の指定を解除します。

平成29年9月28日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
小菅の護摩堂	1棟	飯山市大字瑞穂7053番地1	飯山市大字瑞穂7130番地イ号3 宗教法人 小菅神社
小菅の講堂	1棟	飯山市大字瑞穂7132番地2	飯山市大字瑞穂 飯山市小菅区
小菅の仁王門	1棟	飯山市大字瑞穂6076番地1	飯山市大字瑞穂7130番地イ号3 宗教法人 小菅神社

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名称	所在地	指定告示
宮脇のハリギリ	上伊那郡箕輪町東箕輪64番地	昭和37年7月12日 長野県教育委員会告示第5号

選告示第39号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成29年9月28日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第6条中「区域を分けて数開票区を設ける場合にあつては」を「選挙管理委員会（以下「」に、「、数町村の区域を合わせて開票区を設ける場合にあつては当該町村の選挙管理委員会」を「」という。）に、「行なう」を「行う」に改める。

第23条の6第2項中「第49条」を「第48条の4」に改める。

選挙管理委員会

文化財・生涯学習課